第 21 号 議 案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事　　平　　田　　研

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県薬務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第５条第１項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		１件	22,000円
２～84　略					

改正前

別表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第５条第１項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		１件	6,700円
２～84　略					

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第148号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。